

Title	定利獲得目的金融資産の会計処理の再構成(2) : 測定規約の統一性を求めて
Sub Title	Reconstruction of accounting of held-to-maturity investments(2)
Author	笠井, 昭次(Kasai, Shoji)
Publisher	慶應義塾大学出版会
Publication year	2013
Jtitle	三田商学研究 (Mita business review). Vol.56, No.5 (2013. 12) ,p.1- 16
JaLC DOI	
Abstract	<p>本稿の企図は、定利獲得目的金融資産(いわゆる満期保有目的金融資産)に関する統一的測定規約の索出にあるが、そのためには、ふたつの論点をクリアしなければならない。すなわち、第1の論点は、受取利息の処遇の相違にかかわる売掛金・貸付金・割引債の測定規約の相違である。そして第2の論点は、アキュムレーション法(利息法)に関するヴァリエーションの存在である。この点は、①利息法に対する定額法の存在、および②投資社債等の処理につき、計算プロセスの相違したアキュムレーション法(以下、「アキュムレーション法」と表記する)およびアモーチゼーション法の存在、というふたつの問題点に細分化される。</p> <p>これらの論点のうち、第1の論点および第2の論点①については、前稿(拙稿「定利獲得目的金融資産の会計処理の再構成(1) : 測定規約の統一性を求めて」『三田商学研究』第56巻第4号)において論じたので、本号では、第2の論点②を俎上に載せる。</p> <p>今日、投資社債等については、発行額評価法に基づいて、入帳時には、券面額ではなく、発行額(つまり取得原価)に基づいて評価されている。つまり、名目額ではなく、実質額で評価されているわけである。それにもかかわらず、受取利息額については、現金収入額に基づき、名目上の受取利息額を計上しているのである。そのために、その名目受取利息額を実質受取利息額に修正する仕訳が、必要になる。このように、企業の経済活動の実質とは異なる会計処理を行なったために、企業の経済活動に伴う割引現在価値の変動を忠実に表現したアキュムレーション法(利息法)ではなく、「アキュムレーション法」およびアモーチゼーション法になってしまったのである。</p> <p>したがって、投資社債等に関する「アキュムレーション法」およびアモーチゼーション法は、いわば簡便法に他ならず、その正則法に基づけば、アキュムレーション法(利息法)に帰一するのである。かくして、簡便法を排して、正則法に依拠すれば、理論的には、定利獲得目的金融資産については、アキュムレーション法(利息法)に基づく割引現在価値という統一的測定規約が存在するのである。</p>
Notes	論文
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234698-20131200-0001

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

定利獲得目的金融資産の会計処理の再構成（2）

——測定規約の統一性を求めて——

笠井昭次

<要約>

本稿の企図は、定利獲得目的金融資産（いわゆる満期保有目的金融資産）に関する統一的測定規約の索出にあるが、そのためには、ふたつの論点をクリアしなければならない。すなわち、第1の論点は、受取利息の処遇の相違にかかわる売掛金・貸付金・割引債の測定規約の相違である。そして第2の論点は、アキュムレーション法（利息法）に関するヴァリエーションの存在である。この点は、①利息法に対する定額法の存在、および②投資社債等の処理につき、計算プロセスの相違したアキュムレーション法（以下、「アキュムレーション法」と表記する）およびアモチゼーション法の存在、というふたつの問題点に細分化される。

これらの論点のうち、第1の論点および第2の論点①については、前稿（拙稿「定利獲得目的金融資産の会計処理の再構成（1）——測定規約の統一性を求めて——」『三田商学研究』第56巻第4号）において論じたので、本号では、第2の論点②を俎上に載せる。

今日、投資社債等については、発行額評価法に基づいて、入帳時には、券面額ではなく、発行額（つまり取得原価）に基づいて評価されている。つまり、名目額ではなく、実質額で評価されているわけである。それにもかかわらず、受取利息額については、現金収入額に基づき、名目上の受取利息額を計上しているのである。そのために、その名目受取利息額を実質受取利息額に修正する仕訳が、必要になる。このように、企業の経済活動の実質とは異なる会計処理を行なったために、企業の経済活動に伴う割引現在価値の変動を忠実に表現したアキュムレーション法（利息法）ではなく、「アキュムレーション法」およびアモチゼーション法になってしまったのである。

したがって、投資社債等に関する「アキュムレーション法」およびアモチゼーション法は、いわば簡便法に他ならず、その正則法に基づけば、アキュムレーション法（利息法）に帰一するのである。かくして、簡便法を排して、正則法に依拠すれば、理論的には、定利獲得目的金融資産については、アキュムレーション法（利息法）に基づく割引現在価値という統一的測定規約が存在するのである。

<キーワード>

券面額評価法、発行額評価法、アキュムレーション法、「アキュムレーション法」、アモチゼーション法、割引発行、打歩発行

IV 「アキュムレーション法」・アモーチゼーション法の位置づけ

次に投資社債を取り上げ、その「アキュムレーション法」およびアモーチゼーション法の実相を検討することにした。この投資社債の処理方法については、今日、券面額評価法と発行額評価法というふたつの処理方法があるが、券面額評価法は、明らかに理論的に成立しない⁴⁾。したがって、投資社債については発行額評価法で処理されなければならないが、割引発行した場合の処理方法は、一般にアキュムレーション法と名付けられている。たしかに結果としての数値は、IIで言及したアキュムレーション法と同じであるが、しかし、その計算のプロセスは、明らかに異なっている。そこで、ここでは、カッコを付して、「アキュムレーション法」と表記している。また、打歩発行した場合の処理方法は、アモーチゼーション法と名付けられている。これについても、結果としての数値は、IIで言及したアキュムレーション法と異なるところはないが、アモーチゼーション法という異なった用語が付されている。

投資社債は、売掛金・貸付金・割引債と同じく定利獲得目的金融資産に属しているにもかかわらず、どうして、アキュムレーション法ではなく、このような異なった処理方法（あるいは異なった名称の処理方法）で、処理されているのであろうか。定利獲得目的金融資産に関して、統一的な測定規約が存在しなくてよいとは、とうてい思われぬ。定利獲得目的金融資産（満期保有目的金融資産）という上位概念が存在するいじょう、それに相応しい統一的処理規約があってもしかるべきであろう。

そこで、この点を穿鑿しなければならないが、まず、(1)において、割引発行について一般に認められている「アキュムレーション法」および打歩発行に関する一般的処理方法としてのアモーチゼーション法を概観したうえで、そのそれぞれに関する問題点およびその是正の方途を(2)および(3)で検討する。そのうえで、(4)において、定利獲得目的金融資産に関する統一的処理方法の存在を明らかにしよう。

(1) 「アキュムレーション法」・アモーチゼーション法の具体的処理

(i) 「アキュムレーション法」の概要

いまある企業が、券面額1000の社債（期限2年、年利5%、利払いは12月31日）を、第I期期首（会計期間は、1月1日から12月31日までの1年とする）に発行したとする。しかし、発行日における当該企業の実質利率が10%であったため、割引発行せざるを得なかった。その場合の発行価額は、 $[50 / 1.1 + 1050 / 1.1^2 = 913]$ という算式により、913になる。

この場合、もちろん償還日には1000の支払をしなければならないので、この発行企業にとって、券面額1000と発行額913との差額87は、契約金利の低さを補うための追加利息に相当する。こうした条件のもとに、当企業が、第I期期首にこの社債を購入した場合、「アキュムレーション法」

4) 券面額評価法の問題点については、笠井 [2005] 第10章2を参照されたい。

で処理すれば、次のようになる。

図表15

割引発行に関する「アキュムレーション法」

第Ⅰ期期首	投資社債 913, 現金 913
第Ⅰ期期末	現金 50, 受取利息 50 投資社債 41, 受取利息 41 (* 1)
第Ⅱ期期末	現金 50, 受取利息 50 投資社債 46, 受取利息 46 (* 2) 現金1000, 投資社債1000 (* 3)

(* 1) $913 \times 0.1 = 91$: 実質利息分

$91 - 50 = 41$: 契約利息を超過する追加利息部分

(* 2) $(913 + 41) \times 0.1 = 96$: 実質利息分

$96 - 50 = 46$: 契約利息を超過する追加利息部分

(* 3) 現金913, 投資社債913 : 第Ⅰ期期首（元本額）の回収分

現金 41, 投資社債 41 : 第Ⅰ期期末未収額の回収分

現金 46, 投資社債 46 : 第Ⅱ期期末未収額の回収分

この「アキュムレーション法」の考え方は、次のようなものとみてよいであろう。すなわち、投資社債の実質元本は913であるが、その投下額によって、第Ⅰ期・第Ⅱ期を通算して、100の契約利息のみならず、償還時における償還額1000との差額87の追加利息を当社は受取るわけである（その実質利息額総計187のうち、91は第Ⅰ期に、そして残りの96は第Ⅱ期に計上されることになる）。ただし、その追加利息はいわば後払いであるから、第Ⅰ期における実質利息額91のうち、現実に現金を受取る契約利息額50を除いた41については、第Ⅰ期期末時点では、未収となっている。したがって、41だけ、追加利息として受取利息に加算すると共に、未収額として投資社債を増価させるのである。第Ⅱ期においても同じ処理をすれば、投資社債の簿価額は、券面額つまり現金償還額の1000になっている。

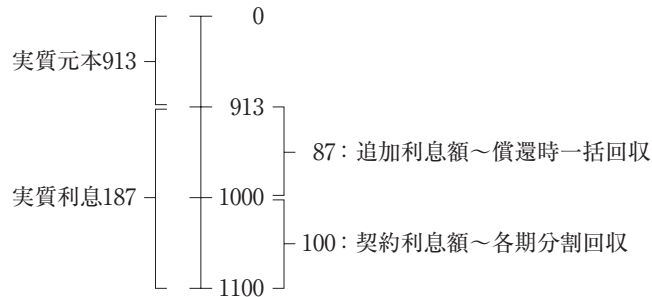
こうした「アキュムレーション法」の基本的発想を、念のため、この投資社債の全体利益という視点から確認しておこう。913の投下元本額（キャッシュアウトフロー）に対して、回収総額（キャッシュインフロー）は1100（ $= 50 + 50 + 1000$ ）になっているので、全体利益は187であるが、それは、契約利息額100（ $= 1000 \times 0.05 \times 2$ ）および券面額1000と投下元本額913との差額である追加利息額87から構成されている。このうち前者の契約利息額100は、各期の分割回収であるのに対して、後者の追加利息額87は、償還時の一括回収（図表15の（* 3）の内訳を参照のこと）と考えればよいのである。以上を示せば、図表16のようになる。

こうした「アキュムレーション法」の特質は、次の2点に纏められよう。第1に、実質利息額とは乖離していることを認識しつつ、受取利息を、まずもって名目利息額（契約利息額）で計上することである。そして第2に、そのために、実質利息額へと修正する仕訳〔投資社債××, 受取利息××〕が、不可欠になることである。

このように、〔投資社債××, 受取利息××〕という仕訳に基づき、追加受取利息部分だけ投資社債の簿価を増やすことによって、入帳時における投資社債の評価額913を、券面額1000にまで逐次増価（アキュムレーション）させるのである。そこでは、受取利息という損益計算の要素

図表16

割引発行に関する「アキュムレーション法」の考え方



の計上に伴い、投資社債の簿価が増価（アキュムレーション）しているところから、この処理方法は、一般に「アキュムレーション法」とよばれているように思われる。

(ii) アモーチゼーション法の概要

いま、社債発行企業が、同じ条件の社債を、しかし、(i)とは異なり契約金利が発行時における発行企業の実質利率より高いという状況で発行したとしよう。その場合には、その発行価格は券面額より高くなるが、いまその実質利率を2%であるとすれば、その発行価額は、 $[50 / 1.02 + 1050 / 1.02^2 = 1058]$ という算式により、1058となる。

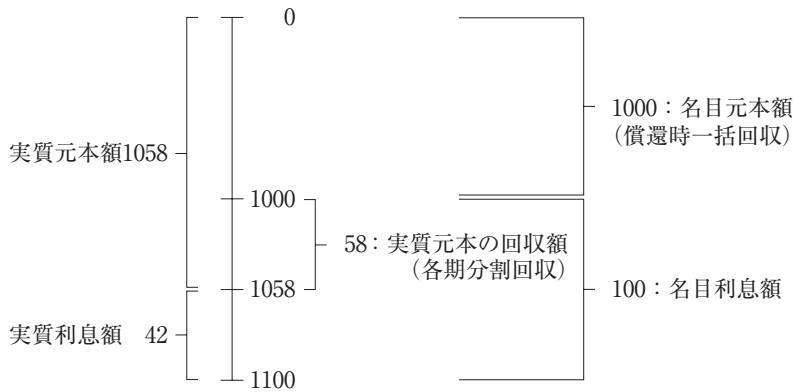
打歩発行の場合には、投下した資金は、現実には1058であるから、運用元本は、実質的にみて1058である。他方、回収された資金は、券面額の1000と契約利息の総額100（ $=1000 \times 5\% \times 2$ 年間）との合算額1100であるから、実質利息は、42（ $=1100 - 1058$ ）となる。しかし、この場合にも、毎期50（2年間を通算して100）だけの現金収入を、契約利息として受取るのであるが、実質的にみれば、そのうちの58（ $=100 - 42$ ）は、元本部分（1058のうちの58）の回収に相当するとみななければならない。したがって、この場合には、運用元本1058の回収形態が2通りあると考えられるのである。すなわち、そのうちの券面額1000の部分は、償還時に一括して回収されるのに対して、打歩部分の58は、分割して各期に回収されるのである。以上の関係を示せば、図表17のようになる。

打歩発行の場合の経済的関係は、このようなものであるが、今日一般にアモーチゼーション法とよばれている処理方法によれば、図表18のように仕訳される。

打歩発行の場合、実質利息は、42（ $=1058 \times 0.02 \times 2$ ）であるが、それにもかかわらず、アモーチゼーション法は、現金収入額を基準にして、名目利息100（ 50×2 ）を計上している。つまり、本来、券面額（名目資本額）と契約利率とは、単に、将来キャッシュインフローの時期および金額（具体的には、第I期期末に50、第II期期末に1050）を定める要素にしかすぎず、実質的な利息には関与していないにもかかわらず、券面額と契約利率とによる名目利息額100が、受取利息として計上されている。したがって、利息が58（ $=100 - 42$ ）だけ過大になっているので、減少させられなければならない。他方、その額58は、実質的にみて、投下元本額1058の回収を意味してい

図表17

打歩発行に関するアモチゼーション法の考え方



図表18

打歩発行に関するアモチゼーション法

第Ⅰ期期首	①投資社債1058, 現金1058
第Ⅰ期期末	②現金 50, 受取利息 50
	③受取利息 29, 投資社債 29 (* 1)
第Ⅱ期期末	現金 50, 受取利息 50
	受取利息 29, 投資社債 29 (* 2)
	現金1000, 投資社債1000

- (* 1) $1058 \times 0.02 = 21$: 実質利息
 $50 - 21 = 29$: 実質投下元本の回収分
- (* 2) $(1058 - 29) \times 0.02 = 21$: 実質利息
 $50 - 21 = 29$: 実質投下元本の回収分

るのであるから、当初の元本価値1058は、1000になっているはずである。したがって、投資社債勘定を、1058から1000にまで引き下げるために、58だけ減少させられなければならない。

以上の点を仕訳で説明すれば、次のようになる。すなわち、例えば第Ⅰ期期末において、アモチゼーション法は、② [現金50, 受取利息50] と仕訳してしまった。しかし、この仕訳は、現実を忠実に描写していないので、第Ⅰ期期末において、修正仕訳が、不可欠になる。つまり、本当は、[(借) 現金50, (貸) 受取利息21, 投資社債29] と仕訳されるべきなのに、図表18では、[(借) 現金50, (貸) 受取利息50] と仕訳されたために、[(借) 受取利息29, (貸) 投資社債29] という修正仕訳が必要になってしまったのである。

こうしたアモチゼーション法の特徴は、「アキュムレーション法」と同じく、次の2点に纏められよう。第1は、ここでも、受取利息は、とりあえず、名目利息額（契約利息額）で計上されることである。したがって、第2に、この場合には利息が過大になるので、実質利息額に修正するべく、改めて、受取利息が減少させられなければならない。そして、その額は、投下資本額（実質元本額）の回収を意味しているので、受取利息の減少に対応して、投資社債の簿価が減少させられなければならない。かくして、このアモチゼーション法においては、③ [受取利息××,

投資社債××]という修正仕訳が必要になるのである。

この仕訳において、受取利息という損益計算の要素に対応して、投資社債が減価させられるところから、この処理方法は、アモーチゼーション法とよばれているのであろう。

(iii) その問題点と是正の方途

「アキュムレーション法」およびアモーチゼーション法には、それぞれの箇所で指摘したように、共通するふたつの特徴がある。まず第1は、入帳価格については、経済的実質に従って、券面額ではなく発行額で測定されているのに、利息については、現金収入に基づいて計上されているので、実質利息額ではなく、券面額と契約利率とに基づいた名目利息額で測定されていることである。そして第2に、そのことの論理必然的結果として、実質利息額への修正（仕訳）が必要になることである。

いずれにしても、実質利息額へと修正されているので、結果的数値は妥当なものになっているのであるが、上記のふたつの特徴のために、その計算プロセスは、経済事象の実態あるいは推移を忠実に描写しておらず、理解し難いものになっている。すなわち、まず第1点についてみると、現金収入に基づく名目利息額が受取利息として計上されるので、[現金××, 受取利息××]と仕訳される。つまり、現金の一方的流入と受取利息とが、結び付けられてしまったのである。この点は、再三ふれたように、経済事象としては、理解し難い取引と言わざるを得ない。

次に第2点であるが、そうした名目利息額（契約利息額）は、投資社債に関する実態を表現していないので、当然のことながら、実質利息額への修正が、不可欠となる。割引発行（「アキュムレーション法」）の場合には、利息の追加が必要であり、[投資社債××, 受取利息××]という仕訳が追加される。他方、利息が過大計上された打歩発行（アモーチゼーション法）の場合には、受取利息の減額が必要となり、[受取利息××, 投資社債××]という仕訳が追加される。

前者（「アキュムレーション法」）の場合には、名目利息計上に関する[現金××, 受取利息××]という仕訳と、実質利息への修正に関する[投資社債××, 受取利息××]という仕訳とが、混在することになる。つまり、受取利息に、異なったふたつ勘定（現金勘定および投資社債勘定）が対応しており、首尾一貫性が欠けているのである。純理論的にみた場合、投資社債の利息生成というひとつの経済事象の表現として、異なるふたつの仕訳が存在するということなど、あり得るのであろうか。

後者（アモーチゼーション法）の場合には、受取利息の減少と投資社債とが結び付くことなどあり得るのか、ということが問われなければならない。すなわち、投資社債が割引現在価値で評価されることを考えた場合、投資社債の債権価値の増えた分が受取利息となること（[投資社債××, 受取利息××]）、および投資社債につき何らかの現金収入があったので投資社債の割引現在価値が減少すること（[現金××, 投資社債××]）は、理解できるにしても、そもそも、投資社債に、受取利息の減少ということなど、あり得るのであろうか。もちろん、修正の仕訳だからと言ってしまえばそれまでであるが、こうした不可解な修正仕訳が必要となると、修正されるべき仕訳そのものに、はたして合理性があったのか、といった疑念が湧いてくる。

以上のように、「アキュムレーション法」およびアモーチゼーション法に関する仕訳を仔細に

検討すれば、投資社債に生じている経済事象を適切に表現しているとは言い難いのである。

もっとも、その結果としての数値（損益計算書および貸借対照表に計上される数値）は、既に示唆したように、妥当であると言ってよいであろう。すなわち、受取利息にしても、実質利息額に修正されているのであるから、妥当なものになっているはずである。他方、投資社債の評価額については、割引発行の場合には、実質利息額の計上により、その額だけ投資社債の割引現在価値は高くなっているはずであるが、そのうちの現金収入分は、その額だけ低くなるので、投資社債の割引現在価値には無関係である。したがって、投資社債の割引現在価値に関係する、現金収入のない部分（ここで問題になっている追加受取利息部分）だけ、増価してやればよい。また打歩発行の場合には、実質利息を越えて受取利息とされた部分は、元本の回収であるから、過大計上受取利息は、投資社債を減価してやればよい。「アキュムレーション法」およびアモチゼーション法は、正にそうした処理を行なっている。

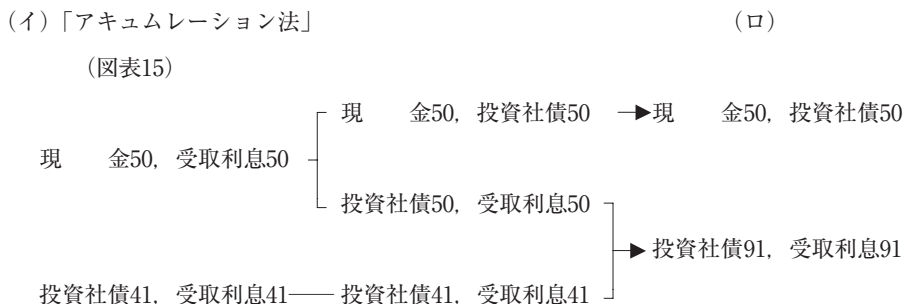
したがって、結果の数値は、妥当なのであるが、問題は、結果に至る計算プロセスである。純理論的には、結果よりも、むしろそこに至る計算プロセスの合理的説明こそが、重要なのであるが、その点には、上記のように問題なしとしないのである。

そこで、計算プロセスも合理的に説明できるように、再構成しなければならない。しかし、その点については、拙稿「いわゆる金融資産の処理規約の再構成」（『三田商学研究』第56巻第3号）で行なった貸付金の仕訳の再構成の事例が、参考になるであろう。すなわち、貸付金の場合にも、その利払いにさいし「現金××，受取利息××」と仕訳されるが、それを，「貸付金××，受取利息××」・「現金××，貸付金××」と再構成することにより，アキュムレーション法（利息法）として合理的に説明できるようになったのである。このことを念頭において，「アキュムレーション法」およびアモチゼーション法を妥当なものに再構成することにしよう。

（2）「アキュムレーション法」の是正

まず「アキュムレーション法」を取り上げよう。図表15の「アキュムレーション法」における第I期期末の仕訳を变形すれば，次のようになる。

図表19



貸付金と同様に，図表15の「アキュムレーション法」を簡便法とみるなら，それを变形するこ

とによって、上の図表の(ロ)のような仕訳が得られる。これは、順序を入れ替えれば、受取利息91の生成により投資社債の割引現在価値が増えたこと、およびそのうちの現金50の収入によりその額だけ投資社債の割引現在価値が減ったことを意味し得る。したがって、形式的には、アキュムレーション法になったと言ってよいであろう。

しかし、念のため、その数値が、実際の割引現在価値の推移を表現しているかどうかを確認しておこう。そのためには、投資社債の各時点の割引現在価値を明らかにしなければならない。先の割引発行について、投資社債の割引現在価値の推移を示せば、次のようになる。

図表20

		割引発行における割引現在価値の推移		
	第Ⅰ期首	第Ⅰ期末		第Ⅱ期末
(イ)		954 (= 1050 / 1.1)	←	1050
		50		
	913 (= 1004 / 1.1)	←		1004
(ロ)	913	→		1004 : 利払前割引現在価値
				△50 : 利払
				954 利払後割引現在価値 → 1050

この投資社債は、第Ⅰ期期末に50 (= 1000 × 0.05) および第Ⅱ期期末に1050 (1000 × 0.05 + 1000) のキャッシュインフローがあるのであるから(上の図表において、四角で囲んだ金額)、その各期期末の割引現在価値は、(イ)のようになる。この割引現在価値を前提にして、当企業からみた割引現在価値の時系列的な推移を示したのが、(ロ)である。そこでは、例えば第Ⅰ期期末において、キャッシュの一部が償還されるので(いわゆる利払いがなされるので)、貸付金同様に、利払前の割引現在価値と利払後の割引現在価値とが、区別されなければならない。

この図表20における割引現在価値に従って、投資社債およびその評価差額としての受取利息を仕訳すれば、次のようになる。これが、いわゆる利息法とよばれているものに他ならない。

図表21

割引発行におけるアキュムレーション法(利息法)

第Ⅰ期期首	投資社債 913, 現 金 913
第Ⅰ期期末	投資社債 91, 受取利息 91
	現 金 50, 投資社債 50
第Ⅱ期期末	投資社債 96, 受取利息 96
	現 金1050, 投資社債1050

図表19の(ロ)は、言うまでもなく、上の図表のアキュムレーション法(利息法)の仕訳と同じである。そうであれば、図表15の「アキュムレーション法」は、図表21のアキュムレーション法の簡便法ということになる。

このように、「アキュムレーション法」は、いわば簡便法なので、そこでは、投資社債の割引現在価値を反映した処理であることが、必ずしも明らかではなかった。しかし、その正則法である図表21によれば、アキュムレーション法が、投資社債の割引現在価値を忠実に反映した処理であることは明らかであろう。

以上を纏めれば、次のようになる。すなわち、「アキュムレーション法」は、純理論的には、正則法としてのアキュムレーション法（利息法）に帰一する。そして、「投下元本額913を実質的な運用元本と捉え、その運用元本と実質利率とに基づき実質利息を計上する」このアキュムレーション法（利息法）は、投資社債の割引現在価値の推移として合理的に、かつ金融資産（派遣分資産）の原則的評価規約の一環として整合的に説明できるのである。

（3）アモチゼーション法の是正

次に、「アキュムレーション法」で行なったのとまったく同じ手法を、アモチゼーション法にも適用して、その是正を図ることとしたい。図表18のアモチゼーション法における第I期期末の仕訳を変形すれば、次のようになる。

図表22

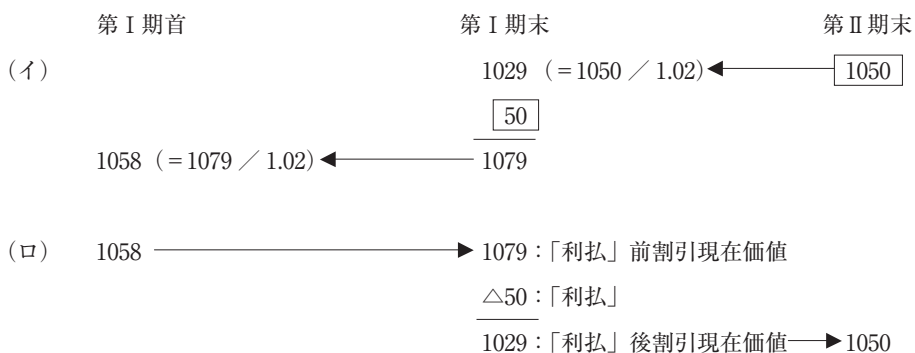


この（ロ）の処理方法においては、名目利息額50から実質利息額への修正額29を差引いた21が、受取利息として計上されている。つまり、実質利息額に基づいて処理されているので、投資社債は、受取利息への計上額だけ増価するだけである（つまり、減価はない）。そして、現金収入50だけ投資社債が減価されているので、ここでも、投資社債の減価に、受取利息がかかわることはない。したがって、この（ロ）が、形式的には、アキュムレーション法に相当することは、明らかである。しかし、ここでも、念のため、投資社債の割引現在価値を忠実に表現しているかどうか、ということを確認しておこう。投資社債の割引現在価値の推移を示せば、図表23ようになる。

この割引現在価値を反映するように仕訳すれば、図表24ようになる。

言うまでもなく、この第I期期末の仕訳は、図表22（ロ）のそれと同じである。そうであれば、いわゆるアモチゼーション法というのは、このアキュムレーション法（利息法）の簡便法に他ならない。したがって、アモチゼーション法の素性は、理論的には、アキュムレーション法（利息法）に帰一するのである。

図表23



図表24

打歩発行におけるアキュムレーション法（利息法）

第Ⅰ期期首	投資社債1058, 現金1058
第Ⅰ期期末	投資社債 21, 受取利息 21 現金 50, 投資社債 50
第Ⅱ期期末	投資社債 21, 受取利息 21 現金1050, 投資社債1050

(4) 「アキュムレーション法」・アモーチゼーション法・アキュムレーション法の関係

最後に、纏めを兼ねて、「アキュムレーション法」、アモーチゼーション法、そしてアキュムレーション法の関係を改めて確認しておこう。その関係を一表にすれば、図表25のようになる。

図表15（「アキュムレーション法」）と図表21（アキュムレーション法）とが、および図表18（アモーチゼーション法）と図表24（アキュムレーション法）とが、結果的には同じ勘定数値をもたらすことは明らかであろう。したがって、貸借対照表表示に関しては、異なるところは、まったくない。それでは、このよっつの図表の関係は、どのように理解したらよいのであろうか。

ここで、まず「アキュムレーション法」およびアモーチゼーション法という名称の由来をみておこう。それは、おそらく、券面額と発行額との差額分だけ、発行額で評価された投資社債を増価あるいは減価すること、かつその増価あるいは減価が他方で損益計算に関与していること、という2点に求められるであろう。前者は当然のことなので、問題は、後者である。つまり、単に、投資社債の減価ということなら、「アキュムレーション法」にしても、③において、投資社債の減価があるので、アモーチゼーション法と言えることになってしまう。しかし、この場合には、相手勘定は現金であるから、ストックの変換が生じたにすぎず、損益計算にはかかわりがない。したがって、アモーチゼーション法とは言えないということであろう。

このように理解するかぎり、打歩発行に関する図表24のアキュムレーション法においては、⑨の投資社債の減価50は損益計算にかかわりがなく、⑧で受取利息にかかわる投資社債の増価だけがあるにすぎないであろう、アキュムレーション法と言ってよいのである。

「アキュムレーション法」およびアモーチゼーション法の問題点は、第Ⅰ期期末の①②および④⑤にある（もちろん、第Ⅱ期期末にも、同じことが言える）。すなわち、①および④をみても、

図表25

(割引発行)	「アキュムレーション法」 (図表15)	アキュムレーション法 (図表21)
第Ⅰ期期首	投資社債 913, 現 金 913	投資社債 913, 現 金 913
第Ⅰ期期末	①現 金 50, 受取利息 50	⑥投資社債 91, 受取利息 91
	②投資社債 41, 受取利息 41	⑦現 金 50, 投資社債 50
第Ⅱ期期末	現 金 50, 受取利息 50	投資社債 96, 受取利息 96
	投資社債 46, 受取利息 46	現 金 50, 投資社債 50
	③現 金1000, 投資社債1000	現 金1000, 投資社債1000

(打歩発行)	アモーチゼーション法 (図表18)	アキュムレーション法 (図表24)
第Ⅰ期期首	投資社債1058, 現 金1058	投資社債1058, 現 金1058
第Ⅰ期期末	④現 金 50, 受取利息 50	⑧投資社債 21, 受取利息 21
	⑤受取利息 29, 投資社債 29	⑨現 金 50, 投資社債 50
第Ⅱ期期末	現 金 50, 受取利息 50	投資社債 21, 受取利息 21
	受取利息 29, 投資社債 29	現 金 50, 投資社債 50
	現 金1000, 投資社債1000	現 金1000, 投資社債1000

そこでは、券面額1000と契約利率5%を用いて、受取利息が計算されている。しかし、第Ⅰ期期首の入帳額が券面額ではなく、投資社債のその時点における実質的な価格であることからすれば、そうした処理は、首尾一貫性が欠如していると言わざるを得ない。入帳時の評価額を実質的にみてその時点の経済的な価格としたいじょう、受取利息にしても、当然、その入帳額と実質利率（実効利率）とによって計上されなければならないはずである。しかし、それでも、割引発行の場合には、受取利息が過少計上なので、追加受取利息を計上することになるだけである。したがって、償還（投資社債の減価）にはかかわらないので、特に問題は生じない。しかし、打歩発行の場合には、発行価額と券面価額との差額58だけ、受取利息の過大計上になっているので、その差額58を、投資社債を減価させるとともに、受取利息を減額させなければならない。つまり、その差額は、元本の償還に他ならないのであるから、その投資社債の減価は、本来は、現金入金と対応しなければならない（つまりストックの交換にしかすぎない）にもかかわらず、アモーチゼーション法では、券面額と契約利率とによって名目上の受取利息が計上されたために、損益計算に關与してしまったのである。そのために、アモーチゼーション法ということになってしまったわけである。

以上のように考えれば、投資社債の一般的評価原則が割引現在価値であるとすれば、一方、その増価は時間価値の増分（つまり受取利息）だけであり、他方、その減価はすべて現金収入をもたらす。したがって、損益計算にかかわるのは、増価だけであるから、割引発行でも打歩発行でも、アキュムレーション法ということになる。このように、投資社債に関する割引発行の場合の「アキュムレーション法」も、打歩発行の場合のアモーチゼーション法も、簡便法でしかなく、純理論的には、本稿の表記法によるアキュムレーション法に帰一するのである。

以上の検討結果によれば、割引債・投資社債・貸付金・売掛金等（すなわち定利獲得目的金融資産）には、統一的に、本稿の言うアキュムレーション法（利息法）を適用できるのである。

V 統一的な処理方法の存在の意義

伝統的会計理論にしても現代の会計理論にしても、割引債のアクムレーション法と投資社債の「アクムレーション法」・アモチゼーション法との関係、さらには、それらと貸付金の会計処理との関係については、ほとんど言及していない。そのかぎりでは、これらの項目には、別々の処理規約が適用されている、ひいては、それらの処理規約には首尾一貫性が欠如している、と理解されても仕方ないであろう。例外ということにきわめて寛容であった伝統的会計理論のスタンスからすれば、それでもよいのかもしれない。また、もっぱらできあがったものとしての貸借対照表・損益計算書（における利益）と投資家の意思決定とのかかわりだけに注目する現代会計理論にしても、その計算結果（貸借対照表表示）に異なるところがないじょう、正則法でも簡便法でも、どちらでもよいということになろう。そうであれば、以上において本稿が試みたような期中取引の意味内容の分析、さらには、定利獲得目的の金融資産に関する統一的な処理規約の形成の試みといったことは、マニアックなことと否定されてしまうのかもしれない。

しかし、本当に、個々の項目に、個々別々の処理規約を援用するだけでよいのであろうか。一見すると個々別々のように思える処理規約の関係を探求して、そこに共通する統一的な原理を索出することこそ、会計理論（説明理論）の役割があるのではないだろうか。それを放棄してしまったら、会計理論の存在意義が喪失してしまうのではないだろうか。ここでは、そうした問題意識のもとに、統一的な処理規約を希求することの意義を考えてみよう。

結論的には、本稿で行なったような期中取引の意味分析を欠くかぎり、つまり「アクムレーション法」（図表15）およびアモチゼーション法（図表18）といった用語に依拠するかぎり、まず第1に、定利獲得目的金融資産の一般的評価規約およびその一般的な損益計算規約など、形成できないであろう。そのことは、さらに、定利獲得目的金融資産を含む金融資産一般の評価規約および損益計算規約の形成を不可能にするであろう。そして第2に、そのように評価規約・損益計算規約の一般性が欠如したままでは、会計理論は、ついに、確実な根拠を社会に提示し得ないであろう。会計理論は、それでよいのであろうか。貸借対照表・損益計算書を作成するまでの期中における処理規約（企業の経済活動によって利益が産出されるプロセス）をないがしろにしたまま、できあがったものとしての貸借対照表・損益計算書（における利益）と投資家の意思決定との関係しかみないならば、そしてその論理必然的結果として、統一的な処理規約を索出しないならば、長期的には、会計理論は、社会の信頼性を失墜してしまうのではないだろうか。筆者は、現行会計理論に対して、そうした意味で、深刻な危惧を抱いているのである。

そこで、以上の2点につき、もう少し考えておきたい。

（1）定利獲得目的金融資産という上位概念形成の問題

割引債のアクムレーション法と、投資社債の「アクムレーション法」・アモチゼーション法（さらには貸付金の処理規約）との関係が定まらないかぎり、割引債・投資社債・貸付金等を

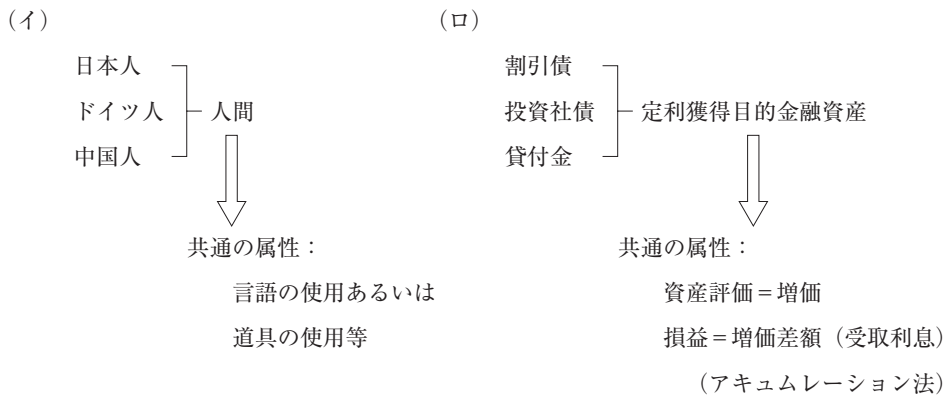
括る上位概念としての定利獲得目的金融資産という概念が形成できない、ということがまずもって指摘されなければならない。

すなわち、割引債・投資社債・貸付金等につき、それらを括る定利獲得目的金融資産という上位概念が存在するとしたら、それらの下位概念に共通する性質が存在しなければならない。例えば日本人・ドイツ人・中国人等を括る「人間」という上位概念を形成しようとするならば、日本人等の諸下位概念に共通する性質、例えば言語の使用あるいは道具の使用といった共通の属性が抽出されなければならないはずである。もしそうした共通の属性が存在しないとするならば、「人間」という概念のもとに、日本人・ドイツ人・中国人等を括ること自体に、疑問が生じよう。

それとまったく同様に、定利獲得目的金融資産という概念を指定するのであれば、それに属する諸下位概念に共通する属性を明らかにしておかなければならない。そのために、本稿は、上記のように、統一的な処理規約の索出にこだわったのである。結論的には、アキュムレーション法という処理規約が統一的な処理規約であり、その結果、増価という評価、および増価差額としての受取利息という損益が、定利獲得目的金融資産に共通の属性として抽出されたのである。かくして、定利獲得目的金融資産という上位概念の存在が、明らかになったと筆者は理解している。

以上を示せば、次のようになる。

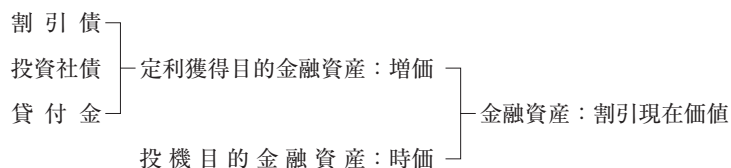
図表26



このことは、さらに、金融資産という概念そのものの形成可能性にも通底している。当面組上に載っている金融資産には、定利獲得目的と投機目的というふたつの下位カテゴリーがあるが、そのうちの投機目的金融資産の評価は、時価しか存在しない。それに対して、定利獲得目的の金融資産については、処理方法も多様であり、その評価規約も曖昧であった。したがって、そのままでは、両者を括る金融資産という上位概念の評価原則が不明であり、そのかぎりでは、金融資産という概念そのものを形成できないのである。しかし、上述のように、それが増価であると判明したいじょう、そして、その時価と増価とがいずれも割引現在価値に属しているいじょう、金融資産の評価原則は割引現在価値として特定できる。その意味で、金融資産という概念の存在が明らかになったと言ってよいであろう。

それを示せば、次のようになる。

図表27



このように、統一的な処理方法（統一的な評価原則・統一的な損益計算規約）の策定は、上位概念と下位概念との結び付けを通して、会計理論の形成に大きな役割を果たし得るのである。

（2）会計理論の確からしさの向上

本稿で強調したような、統一的な処理規約の形成を希求し、処理規約に首尾一貫性を確保することの意義を、さらに広く、科学理論の存在意義という視点から考えてみよう。

科学理論をもって、確かな知識の提供によって社会に貢献するものと理解するならば、その知識の確からしさを支えているのは、体系内的な首尾一貫性であろう。そうであれば、科学理論が首尾一貫性を具えていることは、論ずる必要もないほどに、当然のことである。しかるに、不幸なことに、会計学の領域においては、今日、もっぱら会計理論の有用性への役立ちだけが強調され、その確からしさということなど、まるで無視されてしまっている。

しかし、確からしさ（首尾一貫性）の欠如した理論体系に有用性を追い求めても、一体どのような意義があるというのであろうか。確からしさ（体系内的な首尾一貫性）を具えた理論体系であってこそ、その有用性を問うことに、意味があるのではないだろうか。

残念ながら、日本の会計学は、そのことにまったく気付いておらず、ひたすら、役に立つということに、狂奔している。有用性ということに直接的にはかかわらない首尾一貫性といった概念など、何かマニアックなこととして、貶められているのである。したがって、現代会計学説には、体系内的な首尾一貫性が、著しく欠如しているのである。

しかし、確からしさ（体系内的な首尾一貫性）の欠如した有用性など、砂上の楼閣であり、こうした確からしさの欠如した理論体系など、早晩、社会の信頼性を喪失してしまうのではないだろうか。

それはともかく、こうした理論体系の確からしさを、論証の範囲という視点からみておこう。すなわち、理論体系がひとつの仮説であるいじょう、論証範囲の拡大によって、その確からしさが向上してゆくとみてよいであろう。つまり、特定の狭い範囲しか説明できない概念より、より広範な領域を統一的に説明できる概念のほうが、確からしさが増したと言ってよいであろう。

具体的にみれば、割引債の処理規約としてアキュムレーション法が妥当であるにしても、資本貸与という点で割引債と同一あるいは類似の性質をもつ投資社債についても、そのアキュムレーション法が妥当であると判明するならば、アキュムレーション法の理論的妥当性の確からしさは、

向上したと考えてよいであろう。割引債にはアキュムレーション法、投資社債には「アキュムレーション法」・アモチゼーション法がそれぞれ別個に適用され、アキュムレーション法と「アキュムレーション法」・アモチゼーション法との関係が定かではなかった状態に比べ、割引債のみならず、投資社債（さらには貸付金）にもアキュムレーション法が妥当すると判明した状態のほうが、アキュムレーション法の妥当性の確からしさが増した、と言ってよいのである。

以上のように考えれば、首尾一貫性の欠如ということ、論証の範囲が、細分化され、合理的な説明の範囲が狭隘化したことを意味しており、そのかぎり、確からしさが減じたことになるのである。この点について、チャルマーズが分かりやすい事例によって説明しているのも、長文にわたるが、ここに引用しておこう（チャルマーズ [2001] 78~80ページ）。

良き科学法則や科学理論は、世界についての明確な主張をするものであるから、反証可能なものである。反証主義者に従えば、理論は反証可能であればあるほどそれだけより良い理論であるということが、このことからかなりたやすく帰結することになる。理論がより多くのことを主張していればそれだけ、世界がその理論によって描かれているようなあり方を実際にはしていないということを示す潜在的な機会が増大することになる。世界について広い範囲にわたる主張をする理論ほどより良い理論である。というのは、理論がそれだけより反証可能となるからである。また、より多くのテストにおいて反証に耐えた理論ほどより良い理論である。

わかりやすい例を用いてこの論点を説明しよう。次のような二つの法則を考察しよう。

- a. 火星は太陽のまわりに楕円軌道を描く。
- b. すべての惑星は太陽のまわりに楕円軌道を描く。

科学的知識としてaよりもbの方がより高い地位を占めることは明らかであると思われる。法則bは、法則aが告げるすべての内容だけではなくもっと別のことも主張している。法則bは、法則aよりも反証可能であり、より好ましい法則である。もし火星の軌道の観察によって法則aが反証されることになるならば、法則bもまた反証されることになる。法則aに対するどのような反証も法則bに対する反証となろう。しかし、その逆は必ずしもいえない。金星や木星などの軌道に関する観察言明は、法則bを反証しようと考えられるが、法則aを反証するものではないからである。ポパーに従って、法則や理論を反証するかもしれない観察言明の集合をその法則や理論についての潜在的な反証例と呼ぶことにしよう。この用語を用いれば、法則aの潜在的な反証例の集合は、法則bの潜在的な反証例の部分集合をなしている、といえよう。法則bが法則aよりも反証可能であるということは、法則bが法則aよりも多くのことを主張しておりより良い法則であるということと同じである。

次にあまりわざとらしくない例として、太陽系に関するケプラーの理論とニュートンの理論との関係を考察することにしよう。ケプラーの理論とは、惑星運動に関するケプラーの三

法則である。ケプラーの三法則に関する潜在的な反証例は、各時刻における太陽に対する惑星の相対的位置に関する観察言明の集合である。ニュートンの理論は、もっと包括的な理論であり、ケプラーの法則に取って代わったより良い理論である。ニュートンの理論は、運動法則と万有引力の法則とからなる。万有引力の法則においては、宇宙の中のすべての物体は距離の二乗に反比例する力で互に引き合うということが主張されている。各時刻における惑星の位置に関する観察言明の集合は、ニュートンの理論の潜在的な反証例の部分集合でもある。ニュートンの理論の潜在的な反証例の集合の中には、そのほかにも多くの部分集合がある。例えば、落下物体や振り子の運動に関する観察言明の集合、太陽や月の位置と潮汐との関係に関する観察言明の集合などが挙げられる。ケプラーの理論よりもニュートンの理論に対する反証の機会の方が多い。こうして反証主義者によれば、ニュートンの理論は、多くの反証の試みに耐えることができたので、ケプラーの理論よりもすぐれているとされるのである。

反証可能性が大きい理論は、その理論が実際に反証されていない場合には、反証可能性の小さい理論よりも好ましいものである。反証主義者にとっては、こうした限定が重要なのである。反証された理論は、容赦なく否定されなければならない。科学という活動は、高度に反証可能な仮説を提案すると共に、その仮説を思慮深くしつこく反証しようと試みる活動である。

参 考 文 献

- 笠井 [2005]：笠井昭次著『現代会計論』慶應義塾大学出版会
チャルマーズ [2001]：A. F. チャールズ著／高田紀代志・佐野正博訳『新版 科学論の展開』恒星社恒星閣